

県南広域振興局長告示第80号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

令和5年7月21日

県南広域振興局長 小 島 純

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 397号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
奥州市水沢羽田町字中袋113番1地先から字上小谷木143番13地先まで	新	A 23.4~10.5 m	m 199.7
奥州市水沢羽田町字和田3番8地先から真城字熊野堂44番1地先まで		B 89.5~15.8	2,715.9
奥州市水沢羽田町字和田3番8地先から真城字熊野堂44番1地先まで	旧	A 26.6~9.0	2,685.8
		B 89.5~15.8	2,715.9

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 県南広域振興局土木部
- (2) 期間 令和5年7月21日から同年8月21日まで